

令和元年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月14日(火) 午前9時30分から10時17分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	12番 豊川 敏雄 君
13番 鳥谷部 甚一郎 君	14番 北村 勉 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 [欠員]
17番 鳥谷部 孝雄 君	18番 三浦 房雄 君
19番 中川原 隆雄 君	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画面の承認について
議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	舩 沢 実 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長 (岩井) ただ今から令和元年第1回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださりまして厚くお礼申し上げます。

げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日は全員出席しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、4番川崎良巳委員と10番鈴木幸雄委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

議長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

8番（竹原） 質問ではありませんが、4月10日の総会と農地利用最適化推進会議で、その後の予定もあったので一緒にやったと思うが、推進委員の方々から会議前も会議後も、私も思ったのだが、総会へ推進委員を入れなくても時間をずらしてやればよかったのではと、意見がありました。

事務局（赤坂） わかりました。

8 番（竹原） 次回からは、そのへんを考慮してお願いします。

議長（岩井） その他、意見や質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の担当調査委員は、6番高村國昭委員と13番鳥谷部甚一郎委員です。
調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議長（岩井） 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を定める。

1番は、字幸ノ神前●●の田と字太平楽●●の田で合計2筆、面積は合計●●㎡、譲渡人は●●さんで譲受人は●●さんです。

2番は、大字倉石又重字上川口の田が3筆、大字倉石又重字中館下の田が5筆で合計8筆、面積は合計●●㎡、譲渡人は●●さんで譲受人は●●さんです。

3番は、字大学沢●●の畑が1筆、面積は●●㎡、譲渡人は●●さんで譲受人は●●さんです。

4番は、字正場沢●●の畑が1筆、面積は●●㎡、譲渡人は●●さんで譲受人は●●さんです。

本日の案件は4件で1、2番が贈与による所有権に関する件、3、4番は売買による使用物件移転に関する件です。

別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしている

と考えます。

参考に売買価格をお知らせします。

3 番の売買価格は●●円、10a あたり●●円です。

4 番の売買価格は●●円、10a あたり●●円です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して高村國昭委員から調査結果の報告をお願いいたします。

高村國昭調査委員 農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の 1 ページ議案第 1 号の 1 番と参考資料の 1 ページをご覧ください。

5 月 8 日に、岩井会長と鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人の所有する農地を、譲受人は父の代より賃貸借し耕作してきましたが、農地を返したいと申し出をしたところ、譲渡人は高齢で後継者もなく返されても維持管理が困難であり、長年お世話になっており贈与したいということから、譲受人へ贈与するものです。譲受人は引き続き耕作するそうです。

2 番は、譲渡人が高齢となっていており、これまでも譲受人が使用貸借により従事してきていることから、所有する農地を息子である譲受人に贈与するものです。譲受人は、従来どおり耕作するそうです。

3 番は、農地が譲受人の住宅敷地の隣にあり、譲渡人が以前より管理ができなくなっており、第三者を介して申し出があり、譲受人へ所有する農地を売買するものであります。譲受人は引き続き耕作し、野菜や果樹などを栽培するそうです。

4 番は、農地が譲受人の仕事場の道路向かい側にあり、耕作するのに便利がよく、●●に手伝ってもらいながら従事したいため、譲渡人へ申し出をし売買が成立したものです。譲受人は、大豆、小豆、しそなどを栽培するそうです。

以上です。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17 番（鳥谷部） 2 番、3 番ですが、これは●●さんですか、兄弟ですか、地

番が同じですので。

事務局（川村） 3人はお父さん、息子さん、孫さんという関係です。●●さんの息子さんが●●さんということです。

17番（鳥谷部） この方は●●会社をやっている方ですか。

議長（岩井） いいえ違います。

17番（鳥谷部） はい、わかりました。

議長（岩井） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩）

議長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の3ページ議案第2号と参考資料の13ページをご覧ください。今月の農地法第4条許可申請は1議案3件です。

1番の農地の所在は大字切谷内字新山尻の畑が4筆、合計面積は●●m²です。転用目的は宅地で、牛舎、倉庫等の建築です。農地区

分は農用地区域内農地第1種農地ですが、平成30年12月に用途変更が認可されています。

2番の農地の所在は大字扇田字沼田の畑が1筆、面積は●●㎡、転用目的は山林です。農地区分は農用地区域内農地、その他の第2種農地ですが、平成29年2月に農用地区域内農地から除外が認可されています。

3番の農地の所在は大字扇田字西ノ沢の畑が1筆、面積は●●㎡です。農地区分はその他の第2種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査員を代表して鳥谷部甚一郎委員から調査結果の報告をお願いします。

鳥谷部甚一郎調査員 農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

議案書のページ議案第2号と参考資料のページをご覧ください。
3条申請と同じく5月8日に現地調査を行いました。

1番は、周囲は閑静で道路環境が良く、飼料や販売牛の運搬等において利便性も良いため、牛の飼育に最適な場所であることから、牛舎・物置・堆肥舎として宅地に転用する計画です。

申請地は、昭和57年の着工から11の工期を経て平成27年の完成まで、転用許可を受けないまま建築していますが、農業委員会の指摘を受けて、今回、転用許可申請をするものです。県知事宛の始末書を添付しております。

周囲の状況は、町道を挟み南側一部が山林の外、全て畑となっており、また、牛糞等は牛舎内にもみ殻やおが屑を敷き、定期的に堆肥舎へ運搬し防臭に努めており、周囲に影響が無いことを確認しております。

2番は、周囲が山林で日当たりが悪く思うように収穫が上がらず労働力不足もあることから、杉とエンジュを植えて山林に転用する計画です。

申請地は、平成7年と平成18年に申請人が転用許可を受けないまま植林していたため、許可申請をするものです。県知事宛の始末書を添付しております。

周囲に農地はなく、影響が無いことを確認しております。

3番は、周囲が山林・原野であり、また所有者が高齢になり労働力不足でもあるため、スギ・カラマツを植えて山林に転用する計画です。周囲の状況は、北側は山林で東側は国道、南側が資材置場及び原野

で西側は自己所有の山林であり、周囲に影響が無いことを確認しております。

以上です。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 1番の牛舎は今あるのではなくて、新しく建てる場所なのか。

鳥谷部甚一郎調査員 いいえ、現在の牛舎、建物があります。

8 番（竹原） 転用理由で牛舎、倉庫等建築したいため、宅地に転用したいとあるが。

鳥谷部甚一郎調査員 建築しています。建物は建っています。

8 番（竹原） 建築するためでなく、今建っているから宅地に転用したいということだと、辻褄が合わないのでは。

議長（岩井） 現在、建っているものを始末書を添付して申請するという事です。

8 番（竹原） ここの転用理由はちょっとではないか。

鳥谷部甚一郎調査員 転用許可を受けないまま建設して、現在まできているが。

8 番（竹原） それは今鳥谷部さんが説明したが、我々は資料の中で、申請地に牛舎、倉庫等を建築するためとあるが、私も今ある牛舎、倉庫の場所はわかるが、まだ新しそうだと思って。

鳥谷部甚一郎調査員 議長、この字句がそうとらえられたわけだが。

8 番（竹原） 建築するためではないと思うのだが。

鳥谷部甚一郎調査員 すでに建っているものを今申請したということなわけ。

議長（岩井） 竹原さんのご指摘のとおりでございます。

この字句はまずいということで。現在、建っているものを許可なく建てたものですから、それを許可を得てということで、文章の訂正をお願いします。

19番（中川原） 今も、先ほどの質問もそうなんですが、2番も始末書を付けているわけです。要するに転用を何を目的にしますかということがここの理由になるわけです。●●さんの場合もエンジュを植林しているわけで、この理由は始末書を付けるということは、過去形になるわけです。

だから、それに対して始末書を添付して申請しますよということですので、先ほどの見解はどうか、会長から先ほどの答弁はちょっとどうなのかなと思っていましたが。

調査員がちゃんと説明しているわけ、始末書を付けて申請したと。どちらでもけっこうですが、後々の問題もございますから。

議長（岩井） 始末書を付けて転用を願い出たということでございます。

11番（三浦） こういう文書を残すということは、私も仕事でこういうことがあるのですが、やっちゃっているからよしとしてくださいという書類を残すことにはいかないと思うので、この書いているのが正しくて、そこを始末書で補完するということですので、私はそう見ておりました。

11番（柏田） 皆さんの決定で、そのための農業委員会ですが、これはちゃんと法的に調べて事務局でこういう様式で過去においても、あるいは県、国の上部の機関から確認してそれにした方が良いと思います。先ほどの三浦さんの意見もそうだと思いますし、竹原さんの意見もどちらかかわからないから、素人が議論してもしょうがないので、確認した方が良いと思います

議長（岩井） 先ほどの意見のとおり、転用理由の文章については、県農業会議等と確認をいたしまして、文章を訂正したいと思います。

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

調査員の方々、ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議長(岩井) 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の4ページ議案第3号をご覧ください。

五戸町長より平成31年4月25日付け、五農林第44号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案9件で合計面積は●●●m²です。

1番の農地の所在は、大字倉石又重字上エ平の畑が1筆、字下モ平の田が1筆、字舘平の畑が2筆、字高谷平の畑が2筆、字谷地中の田が1筆、合計7筆、面積は●●●m²です。5年間の使用貸借となります。親子での貸借で、借受け人は新規就農を申請する予定となっています。

2番の所在は大字扇田字寺沢の畑が1筆、面積は●●●m²、5年間の使用貸借です。1番と同じく親子での貸借で、新規就農を申請する予定となっています。

3番の所在は字蛸川前川原の田が3筆、字熊野林後の田が3筆、王計6筆、面積は●●●m²、5年間の貸借で、賃借料は水利費となります。

1番から3番は新規での設定です。4番から8番までは再設定となります。

4番の所在は字中森の畑が2筆、面積は合計●●●m²、10年間の賃貸借で、賃借料は1年合計●●●円となります。

5番の所在は大字倉石石沢字山辺沢の畑が7筆、面積は合計●●●m²、賃借料は10aあたり●●●円です。

6番の所在は大字上市川字越口の畑が2筆、面積は●●●m²、3年間の賃地借で、賃借料は10aあたり●●●円です。

7番の所在は字上根前の田が1筆、面積は●●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は1年玄米●●●kgです。

8番は町有地になります。所在は大字又重字前田内沢の畑が1筆、面積は●●m²、5年間の賃貸借で、賃借料は10aあたり●●円です。以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 7ページの8番で、共有地と言いましたが。

事務局（黒沢） 町有地です。

17番（鳥谷部） 1番の●●さんは親子だが、今までどうやっていたのですか。これは新規だが、別な人にやらせていたのか。

事務局（黒沢） 別な人に貸していて、以前に18条の解約で議案にも●●さんのところがありました。合意解約したのもありました。

19番（中川原） 5番の●●で、ここには何を耕作する予定なのか。

事務局（黒沢） 果樹の苗木です。

議 長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第4号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の8ページ議案第4号と参考資料の61ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

平成30年10月25日及び11月6日に実施した「農地法第30条の利用状況調査」及び「荒廃農地の発生解消状況に関する調査」の結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて判断を求めるものでございます。

1番の農地は大字上市川字善浪の畑でございます。周囲を山林で囲まれ日当たりが悪く、何年も耕作されていない自然荒廃した農地です。

2番と3番の農地は大字扇田字野月の畑、字程沢の畑でございます。2筆とも自然荒廃しており、樹木、雑草が生い茂り、農地に復元するための物理的な条件整備も著しく困難であると思われま

す。3筆●●㎡でございます。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番(鳥谷部) 非農地の調査をして2人が県外なわけですか。

私も勉強のために聞きたいのですが、私の山にも東京の方の人が持っていて山林にしている、畑に枝が出てきているが、こういうのはどういうふうにしているのですか。役場に相談できるのですか。山林の所有者に取り次ぎしてもらえるのか。住所は税務課に行けばわかるものですか。

議長(岩井) 土地台帳を一覧できます。

17番(鳥谷部) 参考にしているのがあったらお知らせ下さい。

議長(岩井) 現議案と関係ありませんので、却下いたします。

議長(岩井) それでは採決いたします。議案第4号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第4号は、非農地と判断することに決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の審議事項はすべて終了しました。

これをもって、令和元年第1回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和元年5月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員